

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査をし、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

平成30年 10月 9日

茨城県監査委員	細 谷 典 幸
同	伊 沢 勝 徳
同	深 谷 一 広
同	羽 生 健 志

1 実施方針

- (1) 予算の執行等の財務に関する事務又は経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているか、という正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視した監査を実施する。
- (2) 職員による不適切な事務処理等が発生している状況に鑑み、事務事業の管理執行体制の観点も考慮した監査を実施する。
- (3) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認する。

2 監査の実施機関 118 機関

所管部局	監査実施機関名
知事直轄	知事公室秘書課
知事直轄	知事公室行幸啓室
総務部	総務課
総務部	行政経営課
総務部	人事課
総務部	財政課
総務部	管財課
総務部	税務課
総務部	総務事務センター
総務部	市町村課
総務部	報道・広聴課
政策企画部	I C T戦略チーム
政策企画部	政策調整課
政策企画部	計画推進課
政策企画部	地域振興課
政策企画部	情報システム課
政策企画部	水・土地計画課
政策企画部	統計課
政策企画部	県北振興局
政策企画部	交通局交通政策課
政策企画部	交通局空港対策課
県民生活環境部	生活文化課
県民生活環境部	女性活躍・県民協働課
県民生活環境部	国際交流課
県民生活環境部	環境政策課
県民生活環境部	自然環境課
県民生活環境部	環境対策課

県民生活環境部	廃棄物対策課
県民生活環境部	オリンピック・パラリンピック課
防災・危機管理部	防災・危機管理課
防災・危機管理部	消防安全課
防災・危機管理部	原子力安全対策課
保健福祉部	厚生総務課
保健福祉部	地域ケア推進課
保健福祉部	疾病対策課
保健福祉部	生活衛生課
保健福祉部	医療局医療政策課
保健福祉部	医療局医療人材課
保健福祉部	薬務課
保健福祉部	福祉指導課
保健福祉部	健康長寿福祉課
保健福祉部	障害福祉課
保健福祉部	子ども政策局少子化対策課
保健福祉部	子ども政策局子ども未来課
保健福祉部	子ども政策局青少年家庭課
営業戦略部	プロモーション戦略チーム
営業戦略部	グローバル戦略チーム
営業戦略部	観光物産課
営業戦略部	国際観光課
営業戦略部	販売流通課
営業戦略部	東京渉外局県産品販売促進チーム
産業戦略部	産業政策課
産業戦略部	中小企業課
産業戦略部	労働政策課
産業戦略部	技術振興局技術革新課
産業戦略部	技術振興局科学技術振興課
産業戦略部	立地推進局産業立地課
産業戦略部	立地推進局産業基盤課
産業戦略部	立地推進局土地販売推進課
農林水産部	農業政策課
農林水産部	産地振興課
農林水産部	畜産課
農林水産部	農業経営課
農林水産部	農業技術課

農林水産部	林政課
農林水産部	林業課
農林水産部	漁政課
農林水産部	水産振興課
農林水産部	農地局農村計画課
農林水産部	農地局農地整備課
土木部	監理課
土木部	用地課
土木部	検査指導課
土木部	道路建設課
土木部	道路維持課
土木部	河川課
土木部	港湾課
土木部	営繕課
土木部	都市局都市計画課
土木部	都市局都市整備課
土木部	都市局下水道課
土木部	都市局建築指導課
土木部	都市局住宅課
土木部	鹿島下水道事務所
土木部	流域下水道事務所
国体・障害者スポーツ大会局	総務企画課
国体・障害者スポーツ大会局	障害者スポーツ大会課
国体・障害者スポーツ大会局	施設調整課
国体・障害者スポーツ大会局	競技式典課
会計事務局	会計事務局
企業局	企業局
企業局	県南水道事務所
企業局	鹿行水道事務所
企業局	県西水道事務所
企業局	県中央水道事務所
企業局	水質管理センター
病院局	病院局
病院局	県立中央病院
病院局	県立こころの医療センター
議会事務局	議会事務局
教育庁	総務企画部総務課

教育庁	総務企画部財務課
教育庁	総務企画部生涯学習課
教育庁	総務企画部福利厚生課
教育庁	総務企画部文化課
教育庁	学校教育部義務教育課
教育庁	学校教育部高校教育課
教育庁	学校教育部特別支援教育課
教育庁	学校教育部保健体育課
教育庁	県立水戸第三高等学校
教育庁	県立水戸工業高等学校
教育庁	県立水戸商業高等学校
教育庁	県立水戸聾学校
警察本部	警察本部
監査委員事務局	監査委員事務局
人事委員会事務局	人事委員会事務局
労働委員会事務局	労働委員会事務局

3 監査実施期間

平成30年4月1日から平成30年8月31日まで

4 定期監査の結果

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については、指摘事項とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、注意事項とする。

監査の結果、次のとおり注意事項が認められた。

(1) 注意事項

所管部局・監査実施機関名		監査の結果
保健福祉部	福祉指導課	行政財産（土地及び建物）に係る使用料及び貸付料の徴収において、調定が5か月以上遅延していたことは適切でない。
病院局	県立中央病院	固定資産（土地及び建物）の使用許可に係る使用料の徴収において、調定7件が3ヶ月以上遅延したこと、またそのうち3件が1年以上遅延していたことにより平成29年度決算に影響を与えたことは適切でない。